
平成26年 第5回(定例)うきは市議会会議録(第4日)

平成26年12月10日(水曜日)

議事日程(第4号)

平成26年12月10日 午前9時00分開議

- 日程第1 議案質疑(議案第80号)
日程第2 追加議案上程(議案第103号1件)
日程第3 市長の提案理由の説明
日程第4 議案質疑(議案第103号)
日程第5 議案の委員会付託
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案質疑(議案第80号)
日程第2 追加議案上程(議案第103号1件)
日程第3 市長の提案理由の説明
日程第4 議案質疑(議案第103号)
日程第5 議案の委員会付託
-

出席議員(15名)

| | |
|------------|------------|
| 1番 岩淵 和明君 | 2番 鑓水 英一君 |
| 3番 熊懐 和明君 | 4番 中野 義信君 |
| 5番 佐藤 湛陽君 | 6番 上野 恭子君 |
| 7番 江藤 芳光君 | 8番 藤田 光彦君 |
| 9番 伊藤 善康君 | 10番 諫山 茂樹君 |
| 11番 櫛川 正男君 | 12番 大越 秀男君 |
| 13番 三園三次郎君 | 14番 高山 敏枝君 |
| 15番 岩佐 達郎君 | |

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 熊懷 洋一君 記録係長 浦 聖子君
記録係 宮崎 恵君

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|----------|--------|-----------|--------|
| 市長 | 高木 典雄君 | 副市長 | 吉岡 慎一君 |
| 教育長 | 麻生 秀喜君 | 市長公室長 | 高木 勲美君 |
| 総務課長 | 石井 好貴君 | 会計管理者 | 佐々木正志君 |
| 財政課長 | 大熊 孝則君 | 企画課長 | 重松 邦英君 |
| 税務課長 | 内山 勇君 | 徴収対策室長 | 内藤 一成君 |
| 市民生活課長 | 重富 孝治君 | 生涯学習課長 | 安元 正徳君 |
| 監査委員事務局長 | 段野 弘美君 | 保健課長 | 金子 好治君 |
| 福祉事務所長 | 後藤 一善君 | 住環境建設課長 | 江藤 武紀君 |
| 災害対策推進室長 | 高瀬 智君 | 農林・商工観光課長 | 野鶴 修君 |
| 学校教育課長 | 秦 克之君 | 浮羽市民課長 | 篠原 武英君 |
| 自動車学校長 | 中嶋 吾郎君 | 総務法制係長 | 大石 恵二君 |
| 財政係長 | 高瀬 将嗣君 | | |

午前9時00分開議

○事務局長（熊懷 洋一君） 起立、礼。着席。

○議長（岩佐 達郎君） それでは、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

ここで、市民生活課長より発言の申し出がっておりますので許可します。市民生活課長。

○市民生活課長（重富 孝治君） 昨日、三園議員からの質問で回答していなかった5件について回答させていただきます。

1点目について、第4条の取り消しというのはどういう場合かという御質問です。

本日配付をしております火葬場の設置及び管理に関する条例施行規則、こちらのほうをごらんいただきたいと思います。この中の第8条で、利用者の遵守事項を守らない場合ということで、第1号から第5号まで規定をしております。第1号で「公の秩序又は善良な風俗を乱す行為をしないこと」、2号で「棺内の危険物又は燃えにくいものを入れないこと」等を規定しております。この中で実際にあった事例といたしまして、泥酔状態の遺族の方が、火葬場で従業員の点火の際、

「俺が点火する」と言って妨害し、30分以上押し問答を続け、火葬業務を妨害したケースとか、棺の中に火葬の妨げになるものを入れていた——遺族が故人の縁のある品ということで、そういったものを絶対出さないということで譲らない場合がございます。愛用の分厚い書物の全集を全て入れていた例と、そういったことがございました。

2点目の第5条の使用料の後納についてでございます。

これについては、現条例で言う勤務時間外及び市の休日に当たるときを想定していますが、さらに水害や地震等で家ぐるみ流され、火葬の申請の際、持ち合わせがない場合も考えられます。また、公の施設の設置及び管理に関し、地方自治法第244条の2の第1項の規定に基づき定める事項及び構成について、総務法制係と協議しまして、他の施設の使用料条例の調整を図る必要性もありまして、今回の条例案となっております。

3点目の第6条の使用料の減免についてでございますが、規則により、内容を、より具体的に詳細に記す必要があったためでございます。

4点目の第7条使用料の返還について、どのような事由があるかということでございますが、規則の第5条の使用料の次に掲げる場合において、市内の区分を適用するものとしております。その中で、「施設の入所のため、うきは市から転出していた死亡者について、うきは市の住民である者が喪主となり、かつ入所を証する書類の提出があった場合」となっておりますが、入所の書類の提出が後になった場合、また、受け付けの際、市外の方が喪主であったのが、その後、市内の方に変更になれば、市外料金から市内料金に変わり返還を生じるといったことが想定されま

す。

5点目の第10条損害賠償、やむを得ない事情として不平等な減額をすることになるのではということございました。

利用者が火葬場の施設または設備を損壊し、また滅失した場合も、100%利用者に過失があるとは限りません。例として、火災の場合、緊急避難でガラスやドアを破って屋外へ脱出するようなこともあり、一切の責任を利用者に負わせることができないケースも想定をされます。

以上のようなことで回答申し上げます。

それから昨日、火葬場の相互応援協力に関する協定書、朝倉との協定書でございます。これについて訂正がございますので、別紙でお配りしております協定書をごらんいただきたいと思います。

第2条で、経費の負担について、12歳以上の場合は5,000円とし、12歳未満の場合は3,400円とし、火葬要請団体がこれを負担するとしております。これは、市が一旦利用者から5,000円を預かり、それを要請先の団体に市が支払うということになります。差額については市が負担するというところで回答しましたが、実際には市の負担というのは生じません。

以上、訂正をさせていただきます。

以上でございます。

日程第1. 議案質疑

○議長（岩佐 達郎君） それでは日程第1、前日に引き続き議案質疑を行います。

議案第80号平成26年度うきは市一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

予算案の質疑については、歳出のほうから項ごとに担当課長より重点項目を説明していただき質疑に入りたいと思います。なお、財源組みかえのみの項につきましては、質疑のみを行います。まず、予算書について説明を求めます。財政課長。

○財政課長（大熊 孝則君） 補正予算書のほうをお開き願います。1ページをお願いいたします。

議案第80号平成26年度うきは市一般会計補正予算（第5号）。

平成26年度うきは市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,980万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ166億6,870万7,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費の補正、第2条、繰越明許費の変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

債務負担行為の補正、第3条、債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正、第4条、地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。平成26年12月4日提出。うきは市長高木典雄。

続いて、9ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費補正。

1、変更、5款1項労働諸費、補正前の額1,490万円を350万円増額して1,840万円に変更するものです。この事業は、県の緊急雇用創出事業臨時特例基金事業費補助金を受けて地域人づくり事業を実施するものですが、事業の適用期間が1年間となっておりますので、翌年度繰越分を補正するものです。この事業費につきましては、6月の定例議会で1,490万円を繰越明許費として計上しておりましたが、当初の予定より事業開始がおくれたため、27年度にまたがる事業費を変更するものです。なお、これまでの経緯につきましては、別にお配りしております繰越明許費設定一覧——1枚物の紙でございます、右上のほうに平成26年12月議会資料財政係というふうにかかれたものでございます。その中の一番上のところに、これまでの経緯等についても書かせていただいておりますので、御参照いただきたいと思います。

次に、第3表債務負担行為補正。事項、期間、限度額の順に読み上げます。

1、追加、ゆうゆうセンター指定管理料、平成26年度から29年度。当該協定書に基づく指定管理料相当額。新火葬場業務委託料、平成26年度から27年度。1,650万円。千年小学校給食調理等業務委託料、平成26年度から28年度。1,580万8,000円。福富小学校給食調理等業務委託料、平成26年度から28年度。1,363万4,000円。江南小学校給食調理等業務委託料、平成26年度から28年度。1,333万8,000円。浮羽中学校給食調理等業務委託料、平成26年度から28年度。2,281万4,000円。これらの事業につきましては、いずれも複数年度にわたる契約を締結する必要が生じたので、債務負担行為の設定を行うものでございます。具体的には、事業の専門性等を考慮し、複数年の業務委託契約を実施しようとするものですが、平成26年度中に入札等を実施する必要があるため、平成26年度からの債務負担行為の追加を行うものです。

10ページをお開き願います。

第4表地方債補正。

1、追加、起債の目的、農林水産業施設災害復旧事業、限度額3,800万円。同じく公共土木施設災害復旧事業、限度額4,000万円。いずれも起債の方法は証書借り入れ、利率、償還の方法はそこに記載しているとおりでございます。

2、変更、起債の目的、合併特例事業。補正前の限度額8億2,790万円を2,160万円増額して8億4,950万円に変更するものです。起債の方法は証書借り入れ、利率、償還の方法はそこに記載しているとおりです。なお、補正前の限度額は6月補正後の金額でございます。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、一般会計の給与等に関する総括説明を求めます。総務課長。

○総務課長（石井 好貴君） 職員の人件費等の補正について説明をさせていただきます。補正予算書62ページをお開き願います。

62ページです。特別職の給与費明細書ですが、一番下の比較の長等の欄ですが、給料を36万7,000円減額しておりますのは、本年度の6月議会において、追加提案にて市長の給与を減額する条例改正を行ったことに伴う予算の減額でございます。共済費についても給与の減額に伴い減額するものです。

続いて、63ページ、次のページです。

給与費につきましては、給料で1,193万7,000円の減額、職員手当で840万

3,000円の増額となり、合計353万4,000円の減額となっております。計の欄でございます。給料の減額につきましては、育児休業に伴う給料減額が主な要因となっております。続いて、共済費につきましては、給与の減額及び追加費用の決定に伴い865万円の減額を見込んで計上しております。給与改定に伴う人件費への影響額につきましては、一般会計合計で1,373万8,000円の増額、それ以外の人事異動等に伴うものが2,592万2,000円の減額を見込んでおり、合わせますと、合計欄に記載しております1,218万4,000円の減額を計上させていただいております。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 今度、人勧の引き上げが、率が低かったものですから、大幅な人件費の増加になってないですけども、共済費が865万円のマイナスになってるわけ。これにはどんな理由があるか、お願いしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 総務課長。

○総務課長（石井 好貴君） 共済費の、今回は減額でございますけども、その内容でございます。

当初予算の見込みの改定率——毎年改定がっておりますが、改定率については、見込みとほぼ一致をしております。その分については特に減等ございませんが、もちろん給料がふえた分で若干の増の要因はあるんですが、それ以上に特別負担金——これは毎年追加費用として共済費でお支払いしている分、特別負担金分がございます。これを当初予算段階ではわかりませんでしたので、若干余裕を見て計上しておりました。結果として、当初予算で見込んでおいた金額よりも少ない金額で済みましたので、その分の減額が主な要因として今回、給与改定に伴う増要因よりもその分が上回ったということで865万円の減額を計上させていただいております。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 特別負担金を、余裕を持って予算組んどったということですが、幾ら組んどって幾らに減額になったのか、数字をお願いしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 総務課長。

○総務課長（石井 好貴君） 当初、約5,000万円見込んでおりましたのが、決定で約4,000万円という決定になりました。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 確認ですけども、63ページの一般職の総括、退職手当組合、変

動ありませんけども、これは予算上はもう、変動なしでよろしいと思うんですが、この増減についてはどういう数字になるかを確認させていただきたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 総務課長。

○総務課長（石井 好貴君） 退手組合負担金の件です。

給料が減っているのに退手組合も連動するのではないかというお尋ねかなと思いますが、毎年、これも特別負担金というのが、今まで納めている分との調整とか勸奨退職等でやめられた方の特別負担金が毎年3月前後に決定されてまいります。その負担金の額が今の時点ではわかりませんので、給料は減っておりますが、総額が未定のため、今回は補正をしておりません。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、1款1項議会費の説明を求めます。議会事務局長。

○事務局長（熊懐 洋一君） それでは、補正予算書の29ページをごらんください。

1款1項1目議会費、3節職員手当等の中の議員期末手当の件ですけれども162万7,000円の減額補正をするものです。内容としましては、本年度6月期の期末手当において、改選により新たに議員になられた5名の方の支給額が在職期間率3割支給ということで、7割分の162万7,000円の不用額が生じました。これにより減額補正をするものです。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで1款1項の質疑を終わります。

次に、2款1項総務管理費の説明を求めます。担当課長は順次説明を願います。財政課長。

○財政課長（大熊 孝則君） 30ページでございます。

2款1項7目財政調整基金費、25節積立金429万5,000円の補正は、各基金運用益の決算見込みにより、それぞれ補正するものでございます。

○議長（岩佐 達郎君） 企画課長。

○企画課長（重松 邦英君） 8目企画費でございます。1節報酬8万6,000円、行政改革推進委員会委員報酬、委員会の開催回数が減ったことによる減額となっております。

続けて、9目地域活性化推進費、1節報酬、地域公共交通会議委員報酬、こちらも委員会の開催回数が減ったことによる減額となっております。

続きまして、13節委託料、市バス待合所看板作成等委託料100万円の減額でございます。こちらにつきましては、一般質問の中にもございました西鉄バスの本宮―笹尾線の廃止代替いたしまして、小塩・妹川地区乗り合いタクシーを10月1日から運行しております。この乗り合い所――バス停みたいなものですね。このバス停の看板設置費用ということで、当初129万6,000円組ませていただいておりますが、その費用が簡易的なバス停の看板作成となったことにより100万円の減額となっております。

続きまして、18節備品購入費、デマンド交通車両購入費520万円の減額です。こちらも先ほどの乗り合いタクシー、こちらの分となりますが、当初、乗り合いタクシーの運行車両ということで、10人乗りのワゴン車を購入する予定で計上させていただいておりますが、本事業の受託者であります、うきは市タクシー協会より、自社車両を使うとの提案を受けましたので、この購入が必要なくなったということで520万円を減額させていただいております。

続きまして、19節負担金、補助及び交付金でございます。個性あるまちづくり事業費補助金543万5,000円の減額です。こちらにつきましては、ハード事業、当初500万円、ソフト事業、当初200万円、合計700万円を計上させていただいております。このうちハード事業につきましては、応募がないということで500万円の減額、ソフト事業につきましては、200万円のうち4件採択させていただいておりますして156万5,000円の歳出ということで、残りの43万5,000円を減額し、合わせて543万5,000円の減額となっております。

同じく人材育成事業費補助金でございます。こちらは、人材育成事業としまして、当初100万円予算を計上させていただいております。公募の結果、1件のみの採択となりまして18万6,000円を支出する予定でございます。残りの81万4,000円を減額とさせていただいております。

続きまして、11目電子計算処理費、13節委託料でございます。電算運用支援委託料マイナス453万6,000円、これは企画課情報システム係の増員によりまして、常駐しておりますシステムエンジニアの費用を、当初1.5人分計上してございましたが、0.5人分削減し、1.0人分としたことによる減額となっております。

続きまして、システム開発委託料マイナス48万6,000円、こちらは、保育料住宅使用料滞納連携システムの改修費用として405万円を計上してございましたが、滞納管理システムの改修が見送りとなったことに伴い、当該保育料住宅使用料滞納連携システムの改修も見送りとなり、405万円を減額するものと、別のシステムになりますが、農地法改正に伴う農地台帳システムの改修としまして、新たに356万4,000円が発生したことによる増額、この2件を合計しまして、48万6,000円を減額するものでございます。

続きまして、社会保障・税番号制度対応システム改修委託料1,230万円でございます。い

いわゆるマイナンバー制度に対応するためのシステム改修委託料となっております。

続きまして、地方公共団体情報システム機構負担金98万1,000円です。これもいわゆるマイナンバー制度、こちらの中間サーバーを設置するための負担金となっております。こちらにつきましては、10分の10の国庫補助となっております。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。5番、佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） 私、官と民との会計のつけ方がちょっと若干わかりにくいので、本当に初歩的なことを質問するかと思いますけど、2款の総務費、1項の総務管理費、目の電子計算処理費の説明の中に、社会保障・税番号制度対応システム改修委託料ということで1,230万円と書いてありますが、この前のページも関連があるからちょっと読ませていただきますけど、この21ページに款、国庫支出金、項の2の国庫補助金、目の総務費国庫補助金、節の総務管理費補助金、説明の中で、社会保障・税番号制度システム整備費補助金マイナス173万7,000円となっております。これは当初予算では、この資料の中では19ページにありますが、款14国庫支出金、項2の国庫補助金、総務費国庫補助金、節の1の総務管理補助金ということで、説明の中で、当初が1,945万5,000円だったのが、今度の補正でマイナス173万7,000円になって、今度のこの項目ではプラス1,230万円になってるのは、どういふふうな関連があるのかなのかというのを私は質問したいわけでございます。だから、整備費補助金と改修委託料との違いとかいうことも、ちょっと聞きたいわけでございますが、その点、質問を伺いたいんですが。ちょっとわかりにくいと思いますけど。

○議長（岩佐 達郎君） 企画課長。

○企画課長（重松 邦英君） 御説明申し上げます。

私が先ほど御説明させていただきました30ページの1,230万円、これは、要は歳出、支出のほうですね。支出額がこれだけ増加となりますという御説明をさせていただいたところです。

今、議員から御指摘のありました同じ書類の21ページですね。それとあと、先ほど口頭で御説明されました当初予算の19ページ、この部分は歳入ですね。要は収入の部分の補正となっております。ですので、議員がおっしゃっていたマイナス173万7,000円につきましては収入、歳入のほうで、当初見込んでいた金額よりも減りますということでございます。

この理由につきましては、当初、これは国の補助金が総務省と厚労省から出るんですけども、その補助金が、当初、算定の計算式というのが明確になっておりませんでした。概算で計上させていただいてたんですけども、今回、国の補助金の計算の仕方というのが明確になりまして計算をしたところ、当初見込んでいた金額の補助がないということで、今、お手元の21ページの減額での、要は歳入が減額になりますということで173万7,000円が減額という記載をさ

せていただいているところです。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） ほかに。10番、諫山議員。

○議員（10番 諫山 茂樹君） 1つだけ、ちょっとお尋ねします。

13節のシステム開発委託料48万6,000円、これは、滞納管理システムが見送りになったということでありますけれども、その理由、これ、大事なことだと思うんですが、見送りの理由。いつごろまたそれは復活されるのか。

○議長（岩佐 達郎君） 企画課長。

○企画課長（重松 邦英君） 今、御指摘のございました滞納管理システムの改修が見送りということにつきましては、原課から聞いている理由としましては、今、クラウド化ですね。全体的話として自庁方式をクラウド化しようという中で検討を行っております。それに伴って、クラウド化するのであれば、それにあわせてこの改修もやったほうが合理的ではないかという判断があったということで見送りというふう聞いております。

○議長（岩佐 達郎君） 10番、諫山議員。

○議員（10番 諫山 茂樹君） そのとおりだと思いますので、それで了解しました。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで2款1項の質疑を終わります。

次に、2款2項徴税費の説明を求めます。徴収対策室長。

○徴収対策室長（内藤 一成君） 2目の賦課徴収費であります。

13節委託料、これは先ほどの質問の回答と同じになるかと思いますが、滞納管理支援システム委託料の337万円を、マイナンバー制あるいはクラウド化に伴って次年度で改修を行うため減額をするものです。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで2款2項の質疑は終わります。

次に、2款3項戸籍住民基本台帳費の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで2款3項の質疑は終わります。

次に、2款4項選挙費の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで2款4項の質疑は終わります。

次に、2款6項監査委員費の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで2款6項の質疑を終わります。

次に、3款1項社会福祉費の説明を求めます。担当課長は順次説明を願います。福祉事務所長。

○福祉事務所長（後藤 一善君） 36ページをお開き願います。

3款1項1目社会福祉総務費です。その中の8節報償費11万3,000円の減額補正でございいます。この分は、慰霊式の折に記念品として線香、ろうそくをお渡ししております。その分の記念品の購入額が確定いたしましたため、この分の減額補正をするものでございいます。

次に、19節負担金、補助及び交付金6万5,000円の減額補正です。うきは市傷痍軍人会が平成26年3月31日をもって解散した旨の届け出が8月28日に出されたため、この分の補助金の減額補正をするものでございいます。

23節償還金、利子及び割引料、過年度地域自殺対策緊急強化基金事業費県費補助金返還金の2万3,000円の増額補正については、25年度実績による翌年度の返還金を計上いたしております。内容といたしましては、平成25年度成果表81ページを御参照願いたいと思います。

次に、3款1項3目老人福祉費の8節報償費202万5,000円の減額補正です。内訳といたしましては、敬老祝い金89万5,000円の減額です。それと、敬老会謝礼113万円の減額となります。

13節委託料、老人保護措置委託料1,076万7,000円の減額補正です。この分は、浮羽老人ホームの措置委託料の分となります。当初で入所人員40人を計上いたしておりましたが、現在35人の入所人員となっているため、今後の予想を見越して減額するものでございいます。

次に、3款1項7目障害者対策費の1節報償費16万4,000円の減額補正です。障害程度区分等認定審査会は毎月1回開催することになってはいますが、4月と7月の2回、該当者がいなかったため未開催ということになっております。また、開催をする中で、延べ人数2名の者が欠席したため、その分は支払わなくてよいため、委員報酬の減額をするものでございいます。

13節委託料、障害者福祉サービス支給管理システム改修委託料の120万円の増額補正です。この分は、社会保障・税番号制度によるシステム改修の必要が生じたため、増額補正をするものです。現在のところ、今年度事業に乗せ、来年度に実施する予定であり、本年度中に予算を計上しておかなければ補助対象となりませんので、今回の増額補正となっております。また、この障害者福祉サービス支給管理システムは、各施設から請求分を国保連合会とつないで行っています。そのためのマイナンバーによる互換性を持たせるためのシステム改修費となっております。

次に、発達障害児等巡回支援事業委託料25万2,000円の減額補正です。この分は、契約の実績に基づいて不用額の減額補正をするものでございます。

19節負担金、補助及び交付金の成年後見制度助成金の44万8,000円の減額補正です。本年4月から11月までの8カ月間、利用者がいなかったため、その不用額を減額補正するものでございます。

23節償還金、利子及び割引料の2,068万5,000円の増額補正については、25年度の実績による翌年度の返還金を計上いたしております。

以上です。

○保健課長（金子 好治君） 9目地域支援事業費、補正額が135万3,000円の増額でございます。増額の内容につきましては、13節委託料、通所型介護予防事業（生きがいデイサービス）委託料の増額でございます。内容につきましては、当初、月平均25名で予定をしておりましたけれども、これに参加される方が増加したために増額するものでございます。この事業につきましては、介護認定を受けておられない方、しかしながら生活機能が低下しておる方につきまして、週1回デイサービスセンターでデイサービスのサービスを受けておられる方でございます。その方が予想よりも増加したため、増額するものです。

以上です。

○市民生活課（重富 孝治君） 36ページをお願いいたします。

3目老人福祉費、13節委託料でございます。社会保障・税番号制度対応システム改修委託料149万6,000円の増額補正です。これは後期高齢者システム改修の委託料でございます。

19節負担金、補助及び交付金1,565万4,000円の減額補正です。後期高齢者療養給付費負担金の平成26年度の額の確定により減額するものでございます。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 毎年ですけれども、前年度いわゆる過年度のいろんな返還金が出てくるわけですよ。

今年度も総計しますと、民生費で過年度事業の補助金の返還額が2,321万4,000円になるわけですよ。ただ、金額だけが出てありますがね、大体何パーセント返還になってるのかですね。中には100%返還もあるんじゃないかならうかと思っておりますけれども、返還金だけが出されてありますが、これ、何か一覧表か何か出せないわけですか。よかったらそういう資料をぜひ出していただきたいと思っております。皆さん方もおわかりにならないと思っております。このままじゃですね。

例えば、36ページの社会福祉総務費の中で、過年度地域自殺対策緊急強化基金事業費補助金

返還金が2万3,000円ですけれども、幾らもらって2万3,000円返さなきゃならんかということですね。中には100%返還というのがあるかないかということです。

それから37ページで、通所型介護予防事業というのが当初25名で予算組んでおりました。それが、人員がふえました。何名ふえたわけですか、これですね。だから、25名で足りない上に、さらにふえとるのか。前の予算だけで、25名は足りたけれども、今度、入所人員がふえたから増額するのか、その辺がわからんわけでしょう、このままではですよ。今、25名は当初予算組んでおりましたということですから、割っていきますと、大体22万円ぐらい組んどったんですね。それがふえたから135万3,000円。何名ふえて、このように必要になったかという点について説明をお願いします。

○議長（岩佐 達郎君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（後藤 一善君） 返還金の関係でございます。

一応、37ページのほうの返還金の関係で、大体25年度のこの成果表の中で——成果表をお持ちであれば見ていただきたいと思えます。（「持ってきてない、成果表。成果表持ってきてません」と呼ぶ者あり）後で返還金の資料を提出させていただきます。

○議長（岩佐 達郎君） 保健課長。

○保健課長（金子 好治君） 通所型介護予防事業のふえた理由ということで御質問でございますけれども、これは、入所とか固定した人数ではございません。そういった方がおられた場合に、御本人の希望で通所されるということになってきます。

当初、そういった方が月平均で25名ということで、当初で551万3,000円の予定をしておりました。しかしながら、月平均の状況を申し上げますと、大体7月ぐらいからふえてきた状況でございます。7月ぐらいから月26人、8月が30人、9月が32名、10月が31名、11月が約33名になろうかと予想しております。そういった状況で、介護認定は受けていないけれども、こういったデイサービスに通うことにより介護認定を予防することができる。おくらかすことができる。そういった2次予防事業としてこの事業を行っておるところでございます。

当初予想は、そういった方が月平均で25名ということで予想しておりましたけれども、そういった方が徐々にふえてきて、当初の予算では足らなくなったので、今回、補正をさせていただくということでございます。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 成果表を見れということですが、成果表持ってきたら見ますけど、持ってきてないから——出していただけるということで。

というのが、これらは25年度の決算書では収入でやっと思ったわけですね、言いかえりゃあで

すよ。25年度収入で上がってたわけ。それを翌年度に返さなきゃならんということですからね、非常に矛盾することになるわけですよ。当該年度で終わりゃあいいですけどね、本当はですよ。出納閉鎖が5月31日までありますから、5月31日までに結論が出れば当然落とされましようけど、それが出てないから今ごろ落としているわけですが、先ほど申し上げたように、去年の歳入の中から、言いかえりゃあ2,321万4,000円はマイナスになるわけですからね。したがって、こういうものが非常に出てきますと、一旦はプラスで処理しとって、歳入で処理しとって、今度は翌年度減額で落とすということですから、これがふえてくるということは、26年度に新たな財源で減らしていかなきゃならんもんですから、きちっとした数字を出してくださいということをお願いしてるわけです。

それから今、通所型介護予防、通所型ですからわかりますよ。ところが、おっしゃるのは25名で予算を組んどったという、それでふえたからと言うから、何名ふえたんですかという質問をやったわけですよ。月々で人員が変わるから、それは当然でしょう。人員が25名で予算組んどったけど、増加により増額補正をやりますということですから何名ふえたんですかという質問をやったわけですよ。これについて再度お願いします。

○議長（岩佐 達郎君） 保健課長。

○保健課長（金子 好治君） 当初25名を予定しておりましたけども、通年で31名を予定する、月平均で6名増加を予定しております。

○議長（岩佐 達郎君） ほかに。10番、諫山議員。

○議員（10番 諫山 茂樹君） 36ページの13節であります、社会保障・税番号制度対応システム改修委託料ですね。これ、マイナンバー制に関連することだというふうに思いますが、自治体クラウド、そろそろ来年ぐらいからスタートするんじゃないかと思うんですが、それまで待てなかったのかどうか。そこら辺をお尋ねしたい。補正の必要が、時期的な問題があるのかもしれないんですけど、理由を聞かせて。

○議長（岩佐 達郎君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（後藤 一善君） この分は、うちのほうは、7目の13節委託料、この分になるんですけど、この分は社会保障・税番号制度導入によるシステム改修費の必要が生じたためということで、今年度事業に乗せて、来年度に実施する予定であります。本年度中に予算を計上しておかなければ、補助対象となりませんので、今回、補正するというございます。

一応うちのほうの分は、このマイナンバー制度の絡みで障害者福祉サービス支給管理システム、この分の互換性を持たせるため、システムの改修費ということで上げさせていただいております。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで3款1項の質疑を終わります。

次に、3款2項児童福祉費の説明を求めます。担当課長は順次説明を願います。福祉事務所長。

○福祉事務所長（後藤 一善君） 補正予算書の38ページをお願いいたします。

3款2項1目児童福祉総務費の23節償還金、利子及び割引料の120万6,000円の増額補正について、25年度の実績による翌年度の返還金を計上いたしております。その内訳といたしまして、過年度児童入所施設運営費国庫負担金返還金の28万4,000円と、同県費負担金返還金14万2,000円の増額補正です。利用者等については、平成25年度主要施策の成果表110ページの下段のところに掲載していますとおりになっております。

また、過年度自立支援教育訓練費国庫補助金返還金6万円の増額補正は、利用者がいなかったため、全額を返還するものでございます。

次に、過年度高等技能訓練促進給付費国庫補助金返還金の720万円の増額補正も、利用者がいなかったため、全額を返還するものでございます。

3款2項2目児童措置費の13節委託料、児童扶養手当システム改修に伴う委託料123万7,000円の増額補正をするものです。公的年金と併給制限の見直しによるもので、改正法案においては、児童扶養手当と公的年金との併給制限を見直し、児童扶養手当額よりも低額の公的年金給付等を受給する場合に、その差額分について手当を支給することとしています。法律が成立すれば、本年12月1日から施行の予定であるため、今回のシステム改修に伴う委託料を増額補正するものでございます。なお、本改正に伴うシステム改修経費等については、交付税措置が講じられる予定でございます。

23節償還金、利子及び割引料、過年度児童扶養手当給付費国庫負担金返還金6万2,000円の増額補正です。25年度の国庫補助金の精算に伴う返還金でございます。

3款2項5目民間保育所費の19節負担金、補助及び交付金463万円の増額補正です。その内訳といたしまして、地域子育て支援拠点事業費補助金、遊林愛児園の分であります。基準額の変更に伴う2万8,000円の増額補正をするものでございます。

一時預かり事業費補助金、これも遊林愛児園分で、これも基準額の変更に伴う9万4,000円の増額補正をするものでございます。

休日保育事業費補助金、これも遊林愛児園の分でございます。当初予算編成においては休日保育を行うことになっていましたが、本年中は行わないということになりましたので、当初予算計上額の全額133万7,000円の減額をするものでございます。

認定こども園運営事業費補助金で、これも遊林愛児園の分です。当初で1カ月25人の利用があるところで予算計上していましたが、実績見込み延べで84人の利用となったため、不用額の280万8,000円を減額するものでございます。

保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金の69万2,000円の減額ですが、これも基準額の改定によるものです。御幸保育園分が2万9,000円の減額、遊林愛児園の分が66万3,000円の減額となっております。

次に、保育所整備に係る事業費補助金849万6,000円の増額補正です。6月の保育所整備事業費補助金は2億318万5,000円で計上いたしておりました。この事業費は、当初公募時の公募があった2法人の高いほうの事業費を参考に予算計上をさせていただいておりました。その後、保育所整備事業費補助金の県への事前協議を行う中で、事業者より事業費の金額が提出されました。事業費の増減内容につきましては、本体工事費3億1,563万円で1,563万円の増額、保育所開設準備費、つまり保育所備品及び遊具購入費等で1,900万円の増額、設計管理費で221万円の減額、計の3,242万円の増額となっております。また、国庫補助額算出をしてみると、本体工事費がふえたことにより、設計加算料78万2,000円が増額となっております。このようなことで、全体的に849万6,000円の増額補正をするものでございます。

次が、23節償還金、利子及び割引料、過年度保育対策等促進事業費県費補助金返還金65万8,000円の増額補正です。25年度の県費補助金の精算に伴う返還金を計上するものでございます。休日保育事業と延長保育事業が対象でありました。

次に、3款2項6目一般保育所費、4節共済費の社会保険料167万8,000円の減額補正です。この分については、4月から10月までの嘱託保育士等の社会保険料支払い実績と今後の支払い金額を計上し、その不用額を減額するものでございます。

7節賃金1,467万8,000円の減額補正です。この分についても、4月から10月までの嘱託保育士等及び代替保育士の賃金支払い実績と今後の支払い金額を推計し、その不用額を減額するものでございます。

11節需用費の378万4,000円の減額補正です。そのうち消耗品の28万9,000円の減額については、4月から10月までの児童に係る保育教材費等の支払い実績と今後の支払い金額を推計し、その不用額を減額するものです。

また、賄い材料費349万5,000円の減額についても、児童分と職員分の給食用材料費の4月から10月までの支払い実績と今後の支払い金額を推計し、その不用額を減額するものでございます。ちなみに職員分1人につき1カ月3,500円を徴収いたしておりました。

3款2項9目放課後児童対策費、23節償還金、利子及び割引料、過年度放課後児童健全育成事業費県費補助金返還金49万5,000円の増額補正です。25年度の県費補助金の精算に伴う返還金です。県費補助金受入済み額は2,353万4,000円となっております。実績報告による要県費補助金の金額は2,303万9,000円で、その差額49万5,000円となっております。

ります。

3款2項10目地域子育て支援費、23節償還金、利子及び割引料、過年度児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金返還金の8万5,000円の増額補正は、25年度の国庫補助金の精算に伴う返還金でございます。

以上でございます。

○市民生活課長（重富 孝治君） 38ページをお願いいたします。

3目乳幼児医療対策費、20節扶助費50万円の増額補正でございます。未熟児養育医療費が不足のため、増額の補正を行うものです。補助については国が2分の1、県が4分の1の補助でございます。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 38ページですか、保育所整備事業費補助金ということですが、これは新しくできる民間保育所に対する補助金ということになりますが、今の説明では1,563万円と、設計委託料が1,900万円ふえたということであるわけ。これに対して849万6,000円の補助をやりますが、これ、国の補助は幾らあるのかですね。歳入のほうで見ますと、保育緊急確保事業費補助金の中に入るのか、あるいは、県費の保育所等整備事業費補助金の52万1,000円が充てられるのか、800万円負担しますけれども、その中で国とか、あるいは県の補助は幾らあるのかですよ。ここに総括して書いてありますけれども、76万4,000円のマイナスということになって、そして地方債が2,630万円ですか。全くこのままいきますと入ってこないような気がします。この保育所整備事業の補助金に対する国あるいは県の手当ですね。どうなってるか、お願いしたいと思います。

それから、次の39ページで、一般保育所費というのが2,773万4,000円のマイナス、減額ということでありますが、これはたしか山北保育所が一般保育所だったと思いますが、山北保育所は廃止になってありますけれども、それに伴うものが幾らなのかですね。山北保育所が廃止になったために減額になるのが幾らなのか。これは相対的な数字が出てあります。一般保育所ということになりますと、つまり浮羽のほうでは朝田、それから浮羽保育所ですね。それから千足保育所ですか。それに山春保育所、山北保育所というのがあったんですけど、これが減額になってる。吉井のほうはそのままですけどね。4保育所ということですが、これについての数字ですね。どうなってるかということです。

それから、認定こども園という名称が使われてありますが、38ページで。これは、遊林愛児園は認定こども園に指定がなされてるかどうかということですね。認定こども園というのは、幼

稚園と保育所を一緒にしたものが大体認定こども園ということになってありましたが、この遊林愛児園は認定こども園の指定を受けているかどうか。

以上について、回答をお願いします。

○議長（岩佐 達郎君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（後藤 一善君） わかる範囲からお答えさせていただきます。

遊林愛児園の認定こども園、この分は、今まで保育所型の認定こども園で、この遊林愛児園は行っております。今後、27年4月から始まるのは保育所型と幼稚園型一体の認定こども園ということで、その分は、遊林愛児園のほうはそちらのほうに移行するという申し出をされております。

次に、国・県からの増額による補助金の内訳でございます。

この分は52万1,000円、この分が追加で来るようになっております。それと、地方債のほうで2,630万円ということで計上をさせていただいております。それと、一般保育所費、この山北保育所、それと小塩保育所と、一応平成26年3月いっぱいをもって廃止した保育所の分は、当初予算には計上いたしておりません。当初予算で計上いたしてありますのは、浮羽町域で山春、浮羽、朝田、千足の分を計上いたしてあります。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 保育所整備事業費補助金は849万6,000円支出するけれども、実際、補助があるのは、県からの52万1,000円だけで、あとは全額市費ということになるわけですね、単独で。この2,630万円という地方債は、この中に入るわけですか。ここに予算計上、地方債で2,630万円ということですが、ここで補正が出てるのは528万8,000円なんです。民間保育所費としてはですよ。今の2,630万円がこの保育所整備事業、じゃあ、この保育所整備事業には、この地方債は幾ら、そして一般財源が幾らなのか、わかってあったらお願いしたいと思います。

それから、認定こども園ですが、来年4月から認定こども園に移行するということですが、だったら今は認定こども園ではないということですね、26年度いっぱいですよ。認定こども園というのは、国のほうでは保育所と幼稚園の一体型のものが認定こども園ということになってるけれどもですね。じゃあ、遊林愛児園は文科省の認可も取るということですか。幼稚園ということになると、文科省の認可が要るわけですよ。保育所ということになると厚生労働省でしょうけどね。その両方を備えたものが認定こども園ということになりますが、その辺、もう少し詳しくお願いしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（後藤 一善君） 遊林愛児園のほうの認定こども園は、今は保育所型の認定こども園でございます。それで、27年4月からのほうは、その一体型のほうに移行するというところでございます。

849万6,000円の内訳は、国県のほうが52万1,000円、市のほうが797万5,000円という内訳になっております。

○議長（岩佐 達郎君） 財政課長。

○財政課長（大熊 孝則君） 市単独事業費6,824万5,000円の内訳でございますが、のうち、当初で3,850万円を起債ということで計上しておりました。今回の補正分が、21款1項6目の分の2,630万円の追加補正、これを合わせた分が起債分ということでございます。以上です。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 今の38ページか、一番下、民間保育所の追加の849万6,000円の財源が県の支出金ですか。52万1,000円ということになりましたけど、この財源内訳で、国県支出金は76万4,000円減ってるんですよ。これはもともとこの中に入ってたということですか。新たに補助金として849万6,000円発生したのに、国県支出金は減額になっていきますけど、それでも52万1,000円が国県支出金というふうな表現でありますが、確認です。

○議長（岩佐 達郎君） それでは、ここで暫時休憩とします。10時25分より再開します。

午前10時11分休憩

午前10時24分再開

○議長（岩佐 達郎君） 再開します。

それでは答弁。財政課長。

○財政課長（大熊 孝則君） 先ほどの保育所整備事業費補助金849万6,000円のうち797万5,000円、その95%が地方債の対象ということでございます。

それから、項につきましては、ほかの分の影響もございますので、その分につきましては一覧表という形で出させていただきます。

○議長（岩佐 達郎君） いいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで3款2項の質疑は終わります。

次に、3款3項生活保護費の説明を求めます。福祉事務所長。

○福祉事務所長（後藤 一善君） 3款3項1目生活保護総務費、4節共済費、社会保険料7万

5,000円の増額補正です。この分については、生活保護系の職員が10月1日より産休を取得しています。そのため臨時職員を同月より雇用しておりますが、10月と11月の2カ月分は総務課の予算のほうで支出をお願いしているところがございます。今回の補正は、12月から3月までの4カ月分の臨時職員の雇用に伴い、社会保険料の増額補正をお願いするものでございます。

7節賃金50万4,000円の増額補正、この分も先ほどと同様、12月から3月までの4カ月分の臨時職員の増額補正をお願いするものであります。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで3款3項の質疑は終わります。

次に、4款1項保健衛生費の説明を求めます。担当課長は順次説明を願います。保健課長。

○保健課長（金子 好治君） 41ページをお願いいたします。

4款1項1目保健衛生総務費、補正額91万1,000円です。内訳につきましては、13節委託料162万円、システム改修委託料の増額でございます。このシステム改修につきましては、保健課が運用しております健康カルテシステム、これにつきましては、社会保障・税番号制度、マイナンバー導入に伴うシステム改修委託料でございます。

6目食育対策費につきましては、財源組みかえでございます。

○市民生活課長（重富 孝治君） 7目火葬場建設費、11節需用費80万円の増額補正でございます。燃料費が20万円、光熱水費が60万円、これにつきましては、新しい火葬場につきましては4月1日供用開始を予定しております。3月ごろから職員の研修あるいは炉の試運転等を行うようにしております。そのための燃料費、光熱水費等でございます。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで4款1項の質疑を終わります。

次に、4款2項清掃費の説明を求めます。市民生活課長。

○市民生活課長（重富 孝治君） 42ページをお願いいたします。

4款2項2目塵芥処理費、11節需用費339万6,000円の増額補正でございます。これにつきましては、生ごみ袋の入札価格が当初見込みを上回ったため、不足する1年間のごみ袋

——大きいほうでございます、これを確保するためのものでございます。ごみ袋の大的1枚当たりの単価、平成25年度は7.68円でしたが、今年度10.48円と1年間で36%アップをしておりますので、予算の不足が生じたものです。近年、原材料でありますナフサというのがございますけど、これの値上がりは価格を押し上げた主な要因でございます。ナフサの価格は、前年の約1.4倍となっております。今年度96万枚を予想しておりますが、この価格では66万枚しか購入ができません。残り30万枚分、339万6,000円不足のため補正を行うものでございます。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで4款2項の質疑は終わります。

次に、5款1項労働諸費の説明を求めます。企画課長。

○企画課長（重松 邦英君） 43ページでございます。

5款1項1目労働諸費、4節共済費5万3,000円、7節賃金の37万8,000円、この2つにつきましては、現在、企画課で行っております福岡県緊急雇用創出事業臨時特例基金事業につきます確定業務、これに係る臨時職員の1月から3月までの3カ月分の賃金と、それに伴う共済費の増額をお願いでございます。

続きまして13節委託料、地域人づくり事業委託料400万円の減額でございます。こちらにつきましては、3,560万円を当初予算としまして、県の補助金での事業を計画しておりました。この3,560万円のうち400万円が処遇改善プロセス事業、残りの3,160万円が雇用拡大プロセス事業と2つの事業がございましたが、このうち処遇改善プロセス事業400万円につきましては、公募を行いました但応募がございましたので、その分を減額するものでございます。

続きまして、14節使用料及び賃借料、パソコン借り上げ料5万6,000円の減額でございます。こちらにつきましては、ハローワークネット利用パソコンのリース費用としまして、当初11万6,000円計上させていただいておりましたが、合い見積もりによる単価減、リース期間を12カ月から9カ月に3カ月減らしたことによる減少となっております。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで5款1項の質疑は終わります。

次に、6款1項農業費の説明を求めます。農林・商工観光課長。

○農林・商工観光課長（野鶴 修君） 44ページをお開きください。

6款1項3目農業振興費であります。補正額として751万9,000円、右のほうに行きまして、19節負担金、補助及び交付金というところで、水田農業振興対策事業費補助金294万円、これにつきましては、当初2件の事業申請を見越しておりましたけど、県のほうからの追加ないかということでありましたので、うちのほうで追加2件出しまして、最終的に4件の申請を出しておるところです。補助率につきましては、県が3分の1、市が6分の1というところになっております。追加の2件分につきましては、一応田植え機の購入ということもありまして、来年度の6月に間に合うように追加で対応したほうがいだろうというところで4件上げております。

それと力強い水田農業確立事業補助金457万9,000円ですけど、こちらにつきましては、11件の申請があつておまして、最終的に確定した分でございます。この事業につきましては、県が2分の1、ただし上限額として1件75万円という限度額になっております。市の負担はございません。

続きまして、5目の園芸費のほうになります。同じように19節負担金、補助及び交付金でございますけど1,358万3,000円。活力ある高収益型園芸産地育成事業費補助金となっております。この分につきましては10件の申請がありまして、これが最終的に確定をしております。補助内容といたしましては、県が2分の1、市が20分の1というふうになっております。ただ、この事業の中におきまして、機械の購入等につきましては、市の補助金はなしというところになります。また、県の補助金のほうにつきましても、3人以上の組織で補助申請すれば県が2分の1と、個人での申請になった場合は3分の1というところがありまして、この10件の中にはそういった内容、いろいろ入っておるところであります。

それと8目農地費のほうです。7節の賃金、臨時職員賃金というところで43万2,000円の増となっております。これは農林業センサス等によりまして、今回、農林業センサスのほうが実施されますので、それに伴います臨時職員の賃金ということで上げております。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで6款1項の質疑は終わります。

次に、6款2項林業費の説明を求めます。農林・商工観光課長。

○農林・商工観光課長（野鶴 修君） 45ページのほうをお願いいたします。

6款2項2目林業振興費、このうちの、まず13節委託料の関係です。荒廃森林再生整備委託料というところで、この分につきましても10分の10の補助になっております。県のほうから若干まだ予算があるということでの追加がございましたので、うちのほうも森林組合等と協議しながら追加申請をしたところで300万円の追加申請をしております。面積にして20ヘクタールほどの事業を行うようにしております。

それと、17節公有財産購入費であります。これは森林基幹道であります姫治線、これの用地費の関係でございますけど、若干のりとか、そういった部分で追加の用地の購入が必要になりましたので、追加用地費といたしまして31万円ほど計上させていただいております。

19節負担金、補助及び交付金です。マイナスの259万4,000円ということで、内容といたしましては、社会保険等加入促進事業費補助金とありますけど、これは森林の担い手育成の関係で、森林整備に従事する人材の確保が今、緊急な課題となっております。現在、浮羽森林組合におきまして組織する林業作業班、そういった部分の担い手育成の社会保険料を、現在、補助として支払っておる分であります。

ただ、この社会保険料の部分ですけど、水源の森基金のほうから補助金交付というところで、水源の森基金のほうから一度市のほうにいただいて、市がさらにそれにプラスアルファをして補助金として出してございましたけど、水源の森基金のほうの交付要綱が変わりまして、直接、森林組合のほうに交付するというふうな形に今年度から変わりましたものですから、市のほうに入らないというところで、その分について減額をすると。それで市のほうは、それを合わせて森林組合に交付するということじゃなくて、市の負担分だけを交付するという形になりますので、その分を減額するというところでございます。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで6款2項の質疑を終わります。

次に、7款1項商工費の説明を求めます。担当課長は順次説明を願います。企画課長。

○企画課長（重松 邦英君） 46ページでございます。

7款1項2目商工業振興費、19節負担金、補助及び交付金525万4,000円です。産業振興奨励金でございます。これにつきましては、この奨励金は、うきは市における産業立地を促進し、雇用機会の拡大と産業振興を図ることを目的としておりまして、うきは市内で事業所の新設、増設をする者に対して補助を行う制度となっております。具体的な内容としましては、当該

事業所の新設または増設された設備に課税された固定資産税額につきまして、1年目は全額、2年目は3分の2、3年目は3分の1の額に相当する額を奨励金として事後、交付するものでございます。該当としましては、日本精工九州株式会社の平成23、24、25年度が対象となっております。

今年度当初予算としまして、23年、24年度の2カ年分のみを推測しまして286万7,000円を計上しておりました。今回、23、24、25年度分の課税額が確定しましたので計算しましたところ812万700円となりまして、当初予算との差額525万4,000円を補正予算として計上させていただいたものです。例年、この12月議会におきまして、補正予算として計上させていただいております。

以上です。

○市長公室長（高木 勲美君） 申しわけございません、おくれました。

7款1項3目の観光費の中の13節の委託料でございます。38万8,000円の減額でございます。パッケージ等デザイン作成委託料ということで、財団の補助制度があるということで計上させていただいておりましたが、最終的に不採択になりましたので、減額しておるものでございます。

それから、14節の使用料及び賃借料、バス等借り上げ料ですね。バス等の借り上げ料の不用の分の減額でございます。30万円の減額でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。5番、佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） 7款1項2目の19節の件ですが、奨励金が525万4,000円プラスになるわけですが、今、説明がありましたように、当初予算では286万7,000円だったのが、プラスで812万1,000円になったわけですが、その増額になっての説明につきましては、具体的に今、説明をいただきましたけど、行革委員会において、ある程度削減が予想されておりということで、目標をしていたにもかかわらず増額になっているのはなぜか質問させていただきます。

○議長（岩佐 達郎君） 企画課長。

○企画課長（重松 邦英君） 増額の理由ですけれども、まず、行革ですね。行革の答申につきましては補助事業制度、この制度自体の見直しということが平成23年度ですかね、言われておまして、全体的に10%程度の補助金を下げる方向で調整しようということで、補助金等の見直し、制度の見直し自体はやっております。

その結果、先ほど申し上げたように、この産業振興奨励金につきましては、現在、先ほどの率ですね。3年間ですと。初年度は全額ですと。このルール自体は見直しした後のルールとなって

おりますので、このルールに従って計算をしておりますが、御存じのとおり、固定資産税というのが当初予算の時点では固まっております。ですので、該当する3カ年度のうち、古いほうからの2カ年度分、この分だけしか予測がつきません。ですので、予測がつく分に対してのみ当初予算で286万7,000円を計上させていただいております。全く予測ができなかった直近の1年分、このあたりの金額がですね、投資が大きかったということで、合計として812万700円になったというものでございます。どうしても固定資産税が固まる時期と当初予算の時期との差によって当初予算には上げることができませんので、例年この12月議会のときに差額分を計上させていただいてるところでございます。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） いいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで7款1項の質疑を終わります。

次に、8款1項土木管理費の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで8款1項の質疑は終わります。

次に、8款2項道路橋りょう費の説明を求めます。住環境建設課長。

○住環境建設課長（江藤 武紀君） 予算書の48ページをお願いいたします。

8款2項2目道路維持費、15節工事請負費800万円の増額補正でございます。増額の理由としましては、道路維持修繕工事が当初見込みよりも増大しまして、予算不足となったため、補正をお願いするものでございます。今年度中、実施しなければならない緊急性が高い8カ所分の道路維持修繕工事費の増額補正です。

続いて、3目道路新設改良費、財源の組みかえとなっております。

続きまして、4目国県営事業促進費、19節負担金、補助及び交付金500万円の減額補正です。理由としましては、寿橋かけかえ工事に伴います新寿橋の親柱、高欄、歩道、それから袋野・大石堰偉業に関するプレートの設置などのグレードアップに対する負担金について、当初、県との協議では、このグレードアップ事業費につきましては県が2分の1、市が2分の1ということになっておりましたけども、全額県が負担するというようになったために減額補正するものでございます。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで8款2項の質疑を終わります。

次に、8款3項河川費の説明を求めます。住環境建設課長。

○住環境建設課長（江藤 武紀君） 49ページでございます。

8款3項4目河川改良費、13節委託料62万円の増額補正です。理由としましては、測量登記委託料が当初見込みよりも増大しまして、予算不足が生じたため、増額補正をお願いするものです。増額が必要となった該当箇所につきましては、赤尾川の災害復旧工事に使用しておりました仮設道路を河川管理用道路として買収するための測量登記委託料でございます。場所につきましては、浮羽町大野原の、うきはの果樹の村やまんだんの東側に当たります。今後、河川管理用道路として必要なことから買収をするものでございます。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで8款3項の質疑を終わります。

次に、8款4項住宅費の説明を求めます。住環境建設課長。

○住環境建設課長（江藤 武紀君） 50ページでございます。

2目公営住宅専用水道費、11節需用費、修繕料43万円の増額補正です。増額の理由としましては、市営住宅一の瀬団地専用水道給水本管の漏水によります修繕料として補正をするものでございます。現在、応急手当ては実施済みでございますけれども、本復旧を行うための補正でございます。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで8款4項の質疑は終わります。

次に、9款1項消防費の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（石井 好貴君） 51ページです。

9款1項3目消防施設費51万6,000円の増額補正ですが、消防施設事業費補助金を増額補正計上させていただいています。内訳としましては、祇園町区の防火水槽の危険防止に係るふたかけ等の改修に対し、2分の1補助が35万7,000円、千代久区の防火水槽の取水管の漏水箇所の改修に対し、2分の1補助が15万9,000円、合計で51万6,000円を計上させていただいています。これらの案件は、10月に関係区長さんより補助の相談があっており、危

険防止及び漏水防止で水利確保に影響が出ていること等を踏まえ、補正予算にて対応させていただきたく、予算を計上させていただいているものです。よろしくお願ひします。

続いて、4目災害対策費624万8,000円の増額補正ですが、1避難所当たり20万円上限の県の10割補助である市町村避難体制整備支援事業費補助制度を活用しまして、市内の指定避難所37カ所に必要な毛布やマット、簡易な放送機械等の購入費を、消耗品費538万5,000円、備品購入費246万3,000円を増額補正計上させていただいているものと、それから、木造住宅耐震改修事業費補助金を、決算見込みを踏まえ、当初の見込み5戸から3戸に変更し、80万円の2戸分の160万円を減額補正させていただいています。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで9款1項の質疑を終わります。

次に、10款1項教育総務費の説明を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長（秦 克之君） 補正予算書の52ページです。

10款1項2目事務局費です。補正の内訳は、4節共済費、社会保険料5万6,000円、7節賃金36万円。理由といたしまして、学校教育課の職員が出産により27年1月1日より産前特別休暇を取得いたしましたして、27年3月31日まで復帰の見込みがございませんので、その間、臨時職員を配置したいので人件費を計上しております。

19節負担金、補助及び交付金500万円の増額補正です。幼稚園就園奨励費。幼稚園就園奨励費につきましては、当初1,200万円の予算化をしておりました。26年度の国の補助単価の改正及び申請者数の増により、予算不足になりましたので、補正するものでございます。

11月末までの今年度確定いたしております就園補助金の額でございますが、112名、1,560万7,600円です。現在、申請中の方がおり、また3月までの見込みを入れまして500万円の増額補正を計上しております。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで10款1項の質疑を終わります。

次に、10款2項小学校費の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで10款2項の質疑は終わります。

次に、10款3項中学校費の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで10款3項の質疑は終わります。

次に、10款4項社会教育費の説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（安元 正徳君） お手元の資料の55ページでございます。

10款4項5目社会教育集会所費、補正額313万4,000円。内容につきまして、11節、修繕費34万6,000円、内訳につきましては、施設のガス給湯器の修繕13万7,700円、それから、給水用の滅菌器修繕20万7,360円、合計で34万6,000円の補正でございます。

続きまして、15節工事請負費、施設改修工事費としまして、社会集会所の軒の裏側のモルタルが剥がれまして落下をいたしました。調査をいたしましたところ、屋根の雨漏りが原因で腐食しているため落下ということで、現在、バリケードを張りまして安全対策をとっておるところでございますが、通行もございますので、そのため12月補正で屋根の塗膜の防水とモルタルの補修工事を至急行いたく、補正をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで10款4項の質疑を終わります。

次に、11款1項農林水産業施設災害復旧費の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで11款1項の質疑を終わります。

次に、11款2項公共土木施設災害復旧費の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで11款2項の質疑を終わります。

次に、11款3項厚生労働施設災害復旧費の説明を求めます。住環境建設課長。

○住環境建設課長（江藤 武紀君） 58ページをお願いいたします。

11款3項1目衛生施設災害復旧費、15節工事請負費、24年発生簡易給水施設災害復旧工事費としまして109万円の補正をお願いするものです。補正の理由でございます。田籠の山口地区の県によります災害復旧工事が、現在、進められておりますけども、今後の工事において、この山口地区の簡易給水施設の貯水槽等の移転工事が必要になったことから補正をお願いするも

のです。なお、財源につきましては、県土整備事務所と協議をしました結果、工事区域内に従来からある3基の貯水槽を県の復旧工事において移転する必要があるといったことから、工作物移転補償費として108万9,200円が県より支出されることになっております。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで11款3項の質疑を終わります。

次に、12款公債費、13款諸支出金、14款予備費及び歳入については、一括して財政課長の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（大熊 孝則君） 59ページでございます。

12款1項1目元金235万2,000円の増額と、2目利子1,350万9,000円の減額につきましては、平成25年度債の借入額の確定等により補正を行うものでございます。

次ページをお願いいたします。

13款1項1目特別会計繰出金5,796万円の増額につきましては、国民健康保険事業特別会計及び下水道事業特別会計への繰出金でございます。

61ページ、14款1項1目予備費1,732万6,000円の増額については、歳入歳出補正額の調整等によるものでございます。

続いて、歳入でございます。補正予算書の15ページをお願いいたします。

1款1項1目個人市民税4,829万2,000円の増額補正は、1節現年課税分の均等割及び所得割額の決算見込みによるものでございます。

2目法人市民税、1節現年課税分について、決算見込みによる減額補正を計上しております。

次の16ページをお願いします。

1款2項1目固定資産税4,442万4,000円の増額ですが、1節現年課税分の決算見込みによる補正を計上しているものです。

同様に、17ページ以降の軽自動車税、市たばこ税につきましても、決算見込みによる増減補正を計上いたしております。

19ページをお願いいたします。

12款2項2目民生費負担金及び3目農林水産業費負担金の増減につきましては、いずれも負担割合の変更による増減額の補正でございます。

20ページをお願いいたします。

14款1項1目民生費国庫負担金25万円の補正は、決算見込みによるものでございます。

21ページ、14款2項国庫補助金については、いずれも交付額の決定によるものです。このうち1目のがんばる地域交付金、これにつきましては、アベノミクス効果の恩恵を受けにくい財政力の弱い市町村が行う地域活性化に向けた事業に対して交付されるものです。

続きまして、22ページをお願いいたします。

15款1項1目民生費県負担金12万5,000円については、決算見込みによるものです。

23ページ、15款2項県補助金のうち、2目2節、認定こども園運営事業費補助金及び地域子育て支援拠点事業費補助金の減額については、補助金制度の変更に伴う財源組みかえでございます。

4目労働費県補助金400万円の減額は、この補助金を活用した地域人づくり事業の応募がなかったため補正するものでございます。

5目農林水産業費県補助金2,234万4,000円の増額については、事業費の決定によるものです。

7目消防費県補助金730万円の増額は、市内の指定避難所における必要な資機材の整備費用として、県の市町村避難体制整備支援事業助成金の交付を受けるための補正でございます。

24ページをお願いいたします。

16款1項2目利子及び配当金397万6,000円の増額補正については、減債基金及び財政調整基金について、運用益の決算見込みにより増額補正をするものです。

次の26ページをお願いいたします。

18款2項1目財政調整基金繰入金1億5,044万7,000円の減額については、市税及び国県支出金、市債等の増額に伴い、財政調整基金の取り崩しを減額するものです。なお、水源かん養事業基金5,000万円については、本年度に創設した基金からの繰り入れを行うものでございます。

27ページ、20款4項1目雑入461万5,000円の減額のうち、森林の担い手対策基金事業費補助金については、交付金交付要綱の変更に伴うもので、コミュニティ助成事業助成金の減額については、事業の不採択によるものでございます。

28ページをお願いします。

21款1項市債のうち、民生債の増額については、当該事業に係る補助金等が決定したことにより、それに見合う事業債を補正するものです。

7目災害復旧債7,800万円の増額については、一昨年九州北部豪雨災害に伴う単独災害復旧事業について特例的に起債が認められたことによるものです。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 今度、アベノミクスで地域活性化ということですね。3,600万円ほど交付金があつてありますけれども、つまり歳出のほうでは、これはどの部分に当てはまっているのかどうかですね、財源がですよ。地域活性化ということですから、歳出のどれに、この3,600万円というのは振り分けてるか、説明ができたらお願いしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 財政課長。

○財政課長（大熊 孝則君） 充当先を申し上げます。

農村環境整備事業に1,088万円でございます。それから、県営土地改良事業に182万5,000円、一般道路新設改良事業に345万5,000円、小学校営繕費に837万9,000円、最後に中学校営繕費に1,183万5,000円でございます。

○議長（岩佐 達郎君） いいですか。ほかにありませんか。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） また後でお聞きすりゃあいいんですけど、今、三園議員からありましたこともお尋ねしようと思ってございましたけど、今、説明がありました。

もう一つ、水源かん養事業基金の5,000万円の取り崩し、この使途についてもあわせてお願いしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 財政課長。

○財政課長（大熊 孝則君） これにつきましては、全部で9つの事業がございます。林業行政事業から災害復旧単独事業まで、この事業につきましては、さきの国有資産交付金に絡みます基金の創設の際に、こういった事業に充てさせていただきますという一覧表をお配りしておったかと思えます。その中の財源として一般財源で手当をしておった分について、それぞれ基金を充当いたしまして、その合計額として今回の5,000万円を充てておるということでございます。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） いいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで公債費、諸支出金、予備費及び歳入の質疑を終わります。これで議案第80号の質疑を終わります。

日程第2. 追加議案上程

○議長（岩佐 達郎君） 日程第2、追加議案の上程を行います。

議案第103号1件を上程します。

日程第3. 市長の提案理由の説明

○議長（岩佐 達郎君） 日程第3、市長の提案理由の説明を求めます。高木市長。

○市長（高木 典雄君） 本日、追加提案しています議案は、その他の案件1件でございます。

議案第103号うきは市立総合体育館の指定管理者の指定についてであります。

指定期間の満了に伴い、指定管理者の指定を行うものでございます。具体的には、うきはアリーナの指定管理者の指定について、本年度をもって3年間の指定期間が満了するため、新たに平成27年度からの指定管理者の指定について提案をさせていただくものでございます。

以上、追加提案しております議案の概要につきまして説明を申し上げましたが、具体的な内容につきましては、議題とされた際に改めて担当課長より説明をいたしますのでよろしくお願いを申し上げます。

この議案は市政執行上緊要なものでございますので、御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

日程第4. 議案質疑

○議長（岩佐 達郎君） 日程第4、議案質疑を行います。

議案第103号うきは市立総合体育館の指定管理者の指定についてを議題とします。

説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（安元 正徳君） 議案第103号うきは市立総合体育館の指定管理者の指定について。

下記のとおり地方自治法第244条の2の規定による指定管理者の指定を行うことについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。平成26年12月10日提出。うきは市長高木典雄。

記。

1、指定管理者に管理を行わせる施設、うきは市立総合体育館。

2、指定管理者に指定する者、東京都品川区東品川4丁目10番1号、株式会社コナミスポーツ&ライフ。

指定する期間、平成27年4月1日から平成30年3月31日まで3カ年間です。

この件につきまして、うきは市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例第2項募集の規定により公募を行いました結果、2社の応募があり、選定委員会を開催の後、上記のとおり選定いたしましたので、御報告いたします。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 資料をいただいております。

今、説明がございましたが、まずは資料の2枚目になりますが、応募要領配布が10団体、現地説明会参加7団体、応募件数が2団体となっております。よかったら、この7団体のどういう方々が応募なさっているのか。

それから、次のページにコナミスポーツ&ライフ、横がB社になっております。このB社とはどの会社なのかを知りたいと思いますが、よろしくお願いします。

○議長（岩佐 達郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（安元 正徳君） まず、応募につきましての2団体につきまして、B社につきまして、これにつきましては、新生ビルメンテナンス株式会社でございます。

それから、現地説明会の7社でよろしいですか。現地説明会の7社につきまして御説明申し上げます。

シンコースポーツ九州株式会社、株式会社ファビルス、九州ビルサービス株式会社、株式会社コナミスポーツアンドライフ、新生ビルメンテナンス株式会社、株式会社河合楽器製作所、イオンディライト株式会社。

以上、7社でございました。

○議長（岩佐 達郎君） 7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） わかりました。

それからもう一点、指定管理料の件でございます。

これは中野議員からも民間の経験を生かして、指定管理料というのが固定化されていることの御指摘がっております。私は、その辺は詳しくはないんですけども、やはり前年度の決算書を、コナミスポーツのアリーナ分をいただきましたですね、資料をですね。今のところ経営が向上しておりますけれども、今、収支がとんとんの状況だったというふうに記憶をしております。今後は徐々に黒字に、それはもう、プロでありましようから、その能力を生かして着実に収益を上げていくというふうに思います。

それで、ほかの指定管理の関係で、今から委員会に付託されるであろう審議をするわけですけども、ややもすると、福祉事務所長とのやりとりの中で資料をここにも準備をいただきました。要は民間の場合は、やっぱり実績を支援しながら漸減していくというのが常識だと言いながら、官公庁の場合は、この固定ということが、これは皆さん当然の思いになってはしないかということの指摘もしたいし、その辺をどう考えるかは、私が申し上げる前に質問もあったというふうに思いますけど、これも4,112万円というのは提案額になっておりますけども、これも固定で、

あと3年間なっています。

それで、ほかの全協のほうで資料をいただいたところでいきますと、指定管理も3年から5年に移行するような話もございますので、そういうことからすると、5年間固定ということに契約上なっていくと思います。いずれはですよ、これは3年ですけど。そういうものの期間を考えていくと、よほど慎重にこういう指定管理料あたりをしっかりといろんな方面からも検討する必要があるんじゃないかというふうに思います。しかし、ここに議案が出てきてるわけですから、今から検討するわけにはいきませんが、今後の考え方なりをしかるべきところで御答弁をいただきたいと、よろしく申し上げます。

○議長（岩佐 達郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（安元 正徳君） お手元でございます、本日、配付させていただいている資料の中に指定管理料の明記をしております。基準上限額と申しますのは、平成26年度の指定管理料の金額です。これを上回することはできませんということで公募をしております。

今回の提案額が4,112万円、これは、先ほど申しましたB社につきましても同額でございました。

それから、この金額が適正かというお話、これは全員協議会の中でも中野議員さんから御指摘があったと記憶をしております。確かに指定管理料5年間、先ほど御指摘がありました3年から5年と、これは恐らく今後はそういう傾向が強くなってくると思います。その中で適正かということでございますけども、私としましては、決算特別委員会のときにお示しをいたしました資料の中で、本来どの程度かかるかと、現時点での資料を配付させていただきました。その中で、随契ということもございますけども、公募という形で民間の競争原理を図るということで、今回、公募をさせていただいた次第でございます。確かに今後、十分検討していく案件だとは思いますが、現時点では可能な限り資料の収集、提示をさせていただいたと考えております。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） ありがとうございます。

最後に市長にお聞きしたいんですが、ちょっと個人的なところで、市長と立ち話の中で記憶をしてるんですけど、将来のアリーナですね。これの経営運営について、先々をどうするかというのが1つの課題だというふうに思います。ぜひそのあたりのお考えを共有いただけないかと、ただ、部分部分で話しても、どういう課題があるのか。どんどん年月がたてば老朽化もしていきますし、いろんなその辺の維持補修の関係も出てくるでしょうし、そういう財政面からも、この経営の面からも、市長がどういうふうに今、アリーナを見詰めていらっしゃるのかを、御参考も含めてお尋ねしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 今回のアリーナの運営管理について、企画競争を行ったわけですが、残念ながら2社の応募でこういう形になりました。

議員おっしゃるように、やはり民間の経営ノウハウを最大限生かして、効率よくこのアリーナを運営していくのが一番大きな課題であります。そういう中で、既存の約款もそういうふうになっているんですが、いかに自主事業をインセンティブを与えて、受注した企業がいかに自主事業をやっていくのか。そして、その見返りが自社にも落ちるし、あるいは発注者であるうきは市にも、その自主事業の恩典が受けられるような仕組みが一番重要ではないかなと、こういうふうに思っております。そういう中で約款もしっかりうたわせていただいておりますので、あとは、認めていただきましたらば、私もしっかり自主事業を促しながら、経営改善についてぜひともいろんな面で要請をしていきたいと、このように思います。

2つ目が、アリーナそのものの活用については、昨日も諫山議員のほうから御指摘をいただきました。今もロコモ教室とか、いろんな面で市民の皆さんの健康増進の一環として、運動の場として最大限の活用をさせていただいているんですが、ぜひですね、我が市の高齢化率も30.1%、3割台になりましたので、全ての市民の皆さんが健康で生き生きと生活を営めるような観点から、全ての人に運動をという取り組みをぜひ進めさせていただいて、その大きな拠点をアリーナに求めていきたいと、このように考えているところであります。

○議長（岩佐 達郎君） いいですか。ほかに。10番、諫山議員。

○議員（10番 諫山 茂樹君） 御参考までに1つお尋ねしたいと思いますが、この種の事業は、非常に経費の中でエネルギーの占める比率が多いということで、恐らく2,000万円ぐらいの費用がかかるんじゃないだろうか。電気料金のあたりがですね。原発の再稼働の動向次第では、あり得ないと思うんですけども、大幅な公共料金の変動があるような場合に、何らかの対応策を考えておられるのか。そこら辺を1つだけお尋ねしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（安元 正徳君） 現在の3カ年の契約の中で、平成24年に九州電力の公共料金の改定がっております。およそ改定額が11%の増ということで、金額にいたしまして200万円ぐらいの電気料金の増がっております。この内容につきましては、コナミのほうで、経営内容で精算をさせていただいておりますが、私個人的には、金額的に200万円という数字はぎりぎりのラインで、今後またおっしゃられるような電気料金の改定がある場合は、もう、圧縮し切れないというふうに考えるのが妥当だと思っております。

そういう場合には、協定の中で協議という項目があります。公共料金の場合は協議という項目を設けておりますので、その点はやっぱり協議をしていかなければならないのかなと。これはも

う、先の話なのでわかりませんが。

それから、消費税の関係は、これは協定の中で、税法改正に伴う部分については指定管理料を改定すると、変更するというふうになっております。これは他施設についても税制改正につきましては同様の取り扱いをしております。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 9番、伊藤議員。

○議員（9番 伊藤 善康君） アリーナ、建設当時、医療費削減というのが大きな目標になったんですね。それでもう、何年になるかな、6年、7年かな。もうそろそろ具体的にどのくらい削減ができておるのかを、それをお聞かせ願いたいと思います。

それと、アリーナに行きたいけど行けないという人がおるとですよ。これはもちろん高齢者ですが、行く手段がない——まず、車の運転をしきらんということですね。それと膝が痛いとか。アリーナに行っている人は健康だから行っていると、その人たちは言うております。それで、そういう人たちの要望というかな。そういうあたりを1回でも聞いたことありますか、市長は。私はしょっちゅう言われます。行きたいけど行かれんと。そのあたりの人たちの要望にどう答えていくか。まず調査をしてください、そのあたりを。健康な人しか行かれんち言いよるとですよ。自分で車を運転できる人とか。五体満足に、体が完全に機能しとるとかいう人しか行かれんち言うております。どう思うか、お願いします。

○議長（岩佐 達郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（安元 正徳君） 医療費削減の御指摘でございます。

これは、決算特別委員会のときに資料としてお出しした、今、利用者——今の御指摘は利用者でない方も含めての御質問だと思いますが、アンケートの中では利用者の中での医療費の関係、それから市の総額の資料を提示させていただいているところでございます。現状で申し上げられますのは、利用者については多くの方に医療費の削減の効果があると。それから、続けたいというアンケートの結果が出てるといふ資料を決算特別委員会のときにお渡しさせていただいておりますが、現時点で御報告できるのは以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 交通手段。

○生涯学習課長（安元 正徳君） 交通手段、アリーナに通いにくいという方につきましての御質問でございますが、現時点での指定管理の事業提案の中では、そういう送迎の内容とかのものは含まれておりません。本年度の現状の中でも、そういう事業の、今のところ事業としては行っていないのが現状でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 市長公室長。

○市長公室長（高木 勲美君） 利用者であれ、利用者の方で交通手段がないという方については、

今、庁舎間バスを利用させていただいております。

実際、庁舎間バスというのが、うきはの市民センターと、うきはの市役所、それから総合福祉センターを経由して行っておりますが、本来は業務がこの1カ所に集中しましたので、そういう利便性を図るためにという目的でやったものでございますが、実際にはやはりこの市役所、それから浮羽町のほうの市民センターにお集まりいただいて、そこからアリーナのほうへ行っていただくと。アリーナは、当初は経由をしておりませんでしたけども、そういう要望がございましたので、アリーナを使う方のためにもということで、アリーナを経由した庁舎間バスの運行を、今、しておるところで、かなりの方が利用させていただいていると認識しております。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 9番、伊藤議員。

○議員（9番 伊藤 善康君） 具体的な数字はわからんということですね。非常に私としては残念ですよ。これ、物すごく執行部からも出たんですよ、建設するときに医療費を削減したいということ。

それと庁舎間バスですね。場所が決まっとつとですよ、コースも。仮に浮羽庁舎、そこまで行くのにないとですよ、方法が。それで、そういう要望が出とるわけですよ。どげんかしてもらえんじやろうかと。もう、かなり高齢者やけん、まだ要望しよるかどうかわかりません。それで、その人たちは切り捨てて、健康な人のためだけのアリーナになつとりゃせんかと私は思いよります。それで1回アンケートをとったとか、今、話が出てますが、それは来よる人だけのアンケートじゃあ意味がないとですよ。そいけん、もしもアンケートをとるなら全市民にとってもろうて、どういうふうにしたら、そこまであなたは行けますかということあたりを聞いてもらいたいと思います。市長をお願いします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） アリーナ、あれだけすばらしい施設を有しているわけなんですけど、要は、この施設をどう最大限に使い切るかということだろうと思います。

2つありまして、1つは、繰り返しになりますが、指定管理者におかれましては、民間の経営ノウハウを最大限生かした運営経営改善にぜひとも努めていただいて、経営効率を上げていただくことが1つ。それから、設置管理者であります、うきは市におきましても、先ほどの答弁のとおりであります、うきはは市民全ての健康づくりの大きな拠点として、このアリーナを活用していきたいと、このように思います。

そんな中で市民の間から、アリーナを利用しようにも交通手段等が非常に不足しているという御指摘は私自身も直接聞いたこともあります。そういう面で行きますと、全ての市民の拠点の場ということでもありますので、いろんな市民の声を再度またお聞きしながら、最大限にこの施設を

どう使い切るかと、こういう視点で今後も取り組んでいきたいと、このように考えております。

○議長（岩佐 達郎君） いいですか。ほかに。4番、中野議員。

○議員（4番 中野 義信君） 資料の中に選定委員会の選定委員ということで出ておりますが、選定委員会ですから、これでいいかなとも思いますけれども、執行部側が5名ですかね。一般のほうから3名ということになっておりますが、今後については、この選定も含めてでしょうけれども、やっぱり運営というようなことを考えて——今、いろいろ意見が出ておりますが、考えていけないようなことになりますと、もう少し一般の人の意見が反映されるように、そういった委員にしていきたいなというふうに思いますので、執行部側だけじゃなくして一般の運営委員あたりを——この選定委員もそうですけれども、ふやすような考えはないでしょうか。

○議長（岩佐 達郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（安元 正徳君） 今、御指摘の選定委員の持ち方でございますが、私のほうからの回答でよろしいのかどうかわかりませんが、指定管理というのがほかのものもございますので総合的に、御指摘のところは民意の反映ということだと思いますので、アリーナに限らず、全体的な指定管理の考え方だと思いますので、総合的に判断をして進めていくべきかなというふうに理解しております。

○議長（岩佐 達郎君） あと、別に運営委員会というのがあるので、それを説明してください。

○生涯学習課長（安元 正徳君） お手元の資料の2ページですけども、指定管理の運営協議会がございます。こちらのほうから会長1名出させていただいております。こういう形の方の人数を多くしたほうがいいという御指摘だと思いますので、うきはアリーナに限らず、この件に限らず、そういう方向で行くのかというのを検討すべきだと理解しております。

○議長（岩佐 達郎君） 4番、中野議員。

○議員（4番 中野 義信君） 担当課長の答弁がありました。まず、市長の考えを聞けばよかったんですけども、そういった、私が言いよるようなことにつきましてはどんなですか。市長の考えとしてどうかということをお聞きしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 選定に当たっては、いかに公平で公正にするかという視点が一番重要であります。そういう面で行きますと、議員御指摘のような視点も重要な視点だと思いますので、今後また、選定のあり方についても検討させていただきたいと、このように思います。

○議長（岩佐 達郎君） いいですか。ほかにありませんか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） まず、資料をいただいておりますけれども、4番目に指定管理料というのが記載されてあります。括弧して基準上限額4,222万8,000円、これは、皆さん方は26年度の予算額をそのまま書いてるわけですね。26年度予算額。少しでも管理料を節

約しようという気はないわけですね、言いかえりゃあ。

その下に提案額が書いてあります。4,112万円。これはどういうことから、この提案額が示されたのかですね。これには消費税が含まれてるか含まれてないのか。こんな書き方して、消費税を含んで4,112万円ならわかりますよ。全く書いてない。ということは、これから消費税を加えますと、つまり4,222万8,000円、これが上限だということになる。提案額やってるけれどもですよ。

それから、次のページに、うきは市立総合体育館指定管理運営協議会会長という人が選定委員会に加わってあります。この指定管理運営、体育館運営ならわかりますけども、この指定管理運営、指定管理をどのように運営するわけですか。総合体育館の運営だったらいいですよ。運営の協議会だったら。したがって、これは何名で構成されてる、またその協議会の委員ですね。どういう人が委員になってるのかお願いしたいと思います。

それから、皆さん方は、この提案されてあります書類を見てどう思いましたか。全くアリーナは努力をしてないじゃないですか。ここに収支計算書が出てありますよ。平成27年が4,196万1,000円の収入ですね。利用料金とその他の収入を加えますと4,196万1,000円。28年度4,248万5,000円ですから、わずか1年かかって52万4,000円しかふえないんですよ。その翌年29年、4,301万8,000円ですから、わずか53万3,000円しかふえないんですよ。つまり、指定管理料を当てにした経営をやっているじゃないですか。これじゃあ、指定管理料は下がりませんよ。

そして、その下に27年度から29年度まで4,212万円ということですが、つまり皆さん方が示してるこの上限の99.74%ですよ。99.74%。落札でいけば、わずかに10万8,000円しか違ってないんですよ。これで皆さん方は満足してるわけですか。指定管理制度は今、課長から説明あった、民間活力をして、地方公共団体ではできないことを、民間活力を生かしてこういう公共体の施設を有効に活用しようということですよ。全く有効になってないわけ。

今、9番議員からも質問がありました。交通手段のない人はどうしますかと。庁舎間バスを利用してもらって。庁舎間バスじゃなくて、本当に収益を上げようとするなら、コナミがなぜやらんのですか。送迎バスをですよ。車1台買って、あるいは2台買って2方向に回してんですか。もっともっと収益上がってきますよ。それは、そういう努力はしようとしてないわけ。1年に53万円、あるいは52万円の増益では、これは将来どうなりますか。固定資産だけでもありゃあ、個人運営ということになると大変な施設ですよ。26億円ですか。そういう施設を使わさせていただいて、収益の上がない事業をやったんじゃあ、これはどうにもなりません。これについては、皆さん方はどう考えてるわけですか。回答をお願いいたします。

○議長（岩佐 達郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（安元 正徳君） 3点の御質問、御指摘だと思います。

まず、資料の税込み、税別と、お手元のところに、（4）のところに税込みと書けばよかったんですけども、資料の収支内訳書のところに、金額については消費税8%で算出というふうになっております。この金額については消費税込みの金額でございます。

それから、運営協議会でございます。ちょっとメンバー表、手元にございませんですけども、構成としましては市の職員それからコナミ、それから利用者の方で、例えば指摘、それから改善——前回の改善の指摘があったのを改善したかどうかと。私どもだけじゃなくて市の職員、保健課なり、それから利用者、それとコナミ側とのメンバーで、運営協議会でそういう内容の審議をしておる会でございます。

3点目でございます。送迎バスを指定管理者側でやるというお話でございますが、基本的に提案公募でございますので、応募者側がそういう提案がなされれば、当然有効なポイントになると思いますけども、今回2社ともにそういう提案はございませんでした。ですから、提案側として求めるというのは、ちょっと現時点では無理だと思っております。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 提案側で求められなかったって、求めてみりゃあいいじゃないですか。むしろB社のほうが、じゃあ、私どもは送迎バスやって収入増を図りましょうと言うかもわかりませんよ。提案をしないで、旧態以前の状態で経営しとってはどうにもなりませんでしょう。いかに収益を上げるか。これは収益が上がったら市に還元しますということまで公約してる、3年前に。ところが全くその気持ちはないじゃないですか。全くその気はない。

ここに書いてありますように、消費税8%で算出してありますということですから、言いかえりゃあ、8%ということになりますと、これは3,900万円なんですよ。3,900万円で、ここに出てあります消費税8%を加えますと4,212万円になりますけれども、こちらでは提案側が4,112万円、つまり基準上限額の97.38%で提案してるわけ。そして、決まった金額は99.74%で決まってるわけですよ。全く努力がない。

それともう一つは、例えば、平成26年度で、この指定管理料4,222万8,000円のほかに幾ら払ってますか、このコナミへは。これ以外。委託料。そういうことで、皆さん方はカバーしてやってるでしょう。本当は、本当の契約をするんだったら、集客から取り組んでいただかなきゃなりませんよ。お客さんをいかに取り入れるか。それが仕事ですから、こういう事業はですよ。それをお客さん取り入れんで、指定管理料だけ当てにして事業をやってもらったらどうにもならない。4,222万8,000円のほかに、25年度あるいは26年度、これ以外に幾ら払っ

てあるんですか。

これは、この開設のときは、まだ怡土市長だったんですよ。ちょうど3月議会で、お年寄りは無料だったのを3月議会に提案していたわけ。お年寄りは料金取りますということで。じゃあ、料金を取るんだったら、なぜ指定管理料で下げんですかと私はそのとき怡土市長に食ってかかったけれども、じゃあ、取り下げようかということまであったんですよ。議長室ですよ。ところが、せっかく提案してるからそれをやって、指定管理料を下げてくださいと申し上げとったけど下がらんままだったでしょう。そして、それが基準になって、ずっと3年間、また今から3年間やっていこうとしているわけですよ。こういうことでは、将来はこのアリーナの存続が危ぶまれますが、これについて市長はどう考えてありますか。こういう資料をごらんになって、これで大丈夫ということですか。全く民間活力が活かされてない。あれだけ、26億円というようなアリーナを建設しながらですよ。答弁を両方からいただきます。

○議長（岩佐 達郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（安元 正徳君） 今、御指摘の別に歳入がと、市のほうの支出があるという御指摘でございます。これについて若干説明をさせていただきたいと思います。

決算特別委員会のときの資料をお持ちでありましたら、そのときの収支報告の内訳を見ていただくと結構なんですけど、今、御指摘されたのは、生涯学習課のほうで行っております幼稚園年長児の水泳指導教室、これを委託しております。これが105万6,000円。これ、平成25年度でございます。それから、保健課のロコモ予防教室委託料ですね、63万9,000円、合わせて169万5,000円、これは別の事業、要するに市のほうで事業を行う委託料としてその他の事業、市の委託事業として支払っておりますが、別からやっているわけじゃなくて、その事業をやっていただくために払っておる内容でございます。歳入としては、市の発注委託もでございます。ちょっとその点について御説明させていただきました。（「26年は」と呼ぶ者あり）

26年についても、この2つの事業については継続をしております。金額については、ちょっと手元にございませんで正確に申し上げられませんが、ほぼ同額で実施しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 指定管理料の御指摘については、私も全く認識は一緒であります。

アリーナが平成20年に建設されて、まだ間もないということで、まだ大がかりな修繕等も発生してません。今後、非常に年数が加算していきますと、いろんな老朽化等、いろんな施設の維持修繕、維持管理がふえてまいります。そういうことを考えますと、この指定管理料というのは、かなり今後またふえる要素も多く含んでいると、こういう認識を持っているところであります。

そういう中で、先ほどから再三答弁させていただいてますように、要は、これだけのすばらしい施設をどう使い切るかに尽きると、こういうふうになっております。1点は、指定管理料に結びつく話としては、議員も御指摘のように、自主事業のインセンティブ条項を持ってますので、かなり経営改善して自主事業をやって収入がふえれば、うきは市にも還元がされるような約款になってますので、それをできるだけ多く還元できるような取り組みをしていきたいということと、直接的に指定管理料には反映されないかもしれませんが、その分、うきは市民の健康づくりの場、公共的な事業の位置づけとして、収入には連動しませんけれども、公共サービスとしてこれをいかに最大限活用できるか、この二面性でしっかりした取り組みをしていきたいと、このように考えております。

○議長（岩佐 達郎君） 13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 一番最初の指定のとき、3年も経過すれば収入が上がると。

3年経過すれば、恐らく市に還元があるだろうというお話をされてありましたよ。もう、3年経過するわけですよ。

そこで、コナミというのは当然こういうものを全国各地で運営してるということですからわかりますよ。公共スポーツ施設で216施設ですから。コナミスポーツクラブで195施設を全国各地で運営してるということでもありますけれどもね。じゃあ、あの3年前に説明した古賀市とか、あるいは北九州市では、既に市に還元されてありますという説明があってありましたが、現在はどうなってるわけですか。ここにいっぱい古賀市とか施設が書いてあります。

そして、先ほど9番議員からお話がありましたように、この施設を建てる大きな目的は医療費の削減だったでしょうが。そのために、わざわざ議会では湯布院のこういう施設まで見てきて、このように医療費が削減されましたという担当からの説明もあってるわけですよ。ところが、その建設の大きな目的は、もう、逸脱してしまって、先ほど3年経過してるけど、まだ医療費削減につながってるかどうかともわからないという状況であるわけですよ。というのは、全く皆さん方はやる気がないわけですよ。本当に医療費の削減に結びつくんだったら、もう少しコナミのほうに無理なこともお願いしてやっていただかなきゃなりません。

だから、九州だけでもここに6カ所ほど書いてありますから、これらの施設ではどうなってるのか、運営がですよ。調査してあったら、その実態を教えてください。ここに九州だけ、特に福岡県は3カ所、大分県が2カ所、宮崎県1カ所ということやってありますから、恐らくこういうところも指定管理制度をとってあると思いますけれどもですよ。

最初の約束だったんですよ。収益を上げるように努力します、そして1日も早く還元できるように、だから、恐らく3年後には還元が可能だろうという説明だったんですよ。これについて説明を求めます。

○議長（岩佐 達郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（安元 正徳君） お手元の資料の中の近隣の団体——古賀市と北九州市、福岡市、近隣市町村ございます。こちらのほうは5年間だったと思いますので、まだ切りかえはしてないと思いますけども、今言われました還元金ですね。これについては、それぞれの提案が異なりますので、それについて確認をさせていただきたいと思います。

それから、あわせて先ほどありました送迎とかいう努力をしているかということも、私が今、知る限りは伺ったことはありませんけども、実施しているかもしれませんので、確認をさせていただきたいと思います。

2点目、当初の目的が医療費の削減であったと、これも前任、当初からのお話で聞いております。コナミの利用者につきましては、できる限り調査をさせていただいて、効果は上がっているということはお手元の資料のほうにお出しした次第でございますが、先ほど御指摘のある利用者をふやしていかないと広がらないというのもごもっともだと思っております。ただ、利用者につきましては、平成25年度が、レジオネラ菌等もございまして利用者が減になってまして、26年度回復してきております。今年度は、14万はいけるだろうという話をしておりますが、それを16、17、18という数字が出てきても、今度は具体性に欠ける部分がございますので、やっぱり着実に利用者をふやしていく努力をしてほしいと私どもも考えております。

その中で、現状の利用である程度成果が出ておるのであれば、継続的に私どもからも推進をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第5. 議案の委員会付託

○議長（岩佐 達郎君） 日程第5、議案の委員会付託を議題とします。

議案の委員会付託については、お手元に配付しています議案の委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案はお手元に配付しています議案の委員会付託表のとおり所管の常任委員会に付託することに決しました。

○議長（岩佐 達郎君） 以上で、本日の議事日程は終了しました。

本日はこれで散会します。

○事務局長（熊懐 洋一君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午前11時57分散会
